資料３－１

「岩手県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱」一部改正（案）　新旧対照表

現行	改正後
岩手県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱	岩手県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱
（目　的） 第１　本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県アルコール健康障害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	（目　的） 第１　本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県アルコール健康障害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事務） 第２　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1)　アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）第 14 条第１項の規定に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること (2)　基本法第 14 条第３項の規定に基づく推進計画の変更に関すること (3)　県が推進計画に基づき行うアルコール健康障害対策に関すること (4)　その他、会長がアルコール健康障害対策を推進するために必要と認めること	（所掌事務） 第２　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1)　アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）第 14 条第１項の規定に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること (2)　基本法第 14 条第３項の規定に基づく推進計画の変更に関すること (3)　県が推進計画に基づき行うアルコール健康障害対策に関すること (4)　その他、会長がアルコール健康障害対策を推進するために必要と認めること
（組　織） 第３　協議会は、委員 18 人以内をもって組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が任命する。 (1)　アルコール関連問題に関して専門的知識を有する者 (2)　アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者 ３　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。	（組　織） 第３　協議会は、委員 18 人以内をもって組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が任命する。 (1)　アルコール関連問題に関して専門的知識を有する者 (2)　アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者 ３　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会　長） 第４　協議会に会長を置き、委員の互選とする。 ２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 ３　会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。	（会　長） 第４　協議会に会長を置き、委員の互選とする。 ２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 ３　会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
（会　議） 第５　協議会は、保健福祉部長が招集する。 ２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。	（会　議） 第５　協議会は、保健福祉部長が招集する。 ２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
	（部　会） 第６　協議会に、部会を置くことができる。 ２　部会に属する委員は、会長が指名する。 ３　会長は、特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を部会の委員に指名することができる。 ４　部会の設置及び運営は、別に定める「岩手県アルコール健康障害対策推進協議会部会設置運営要領」による。
（オブザーバーの出席） 第６　会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求め、説明または意見を聞くことできる。	（オブザーバーの出席） 第７　会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求め、説明または意見を聞くことできる。
（庶　務） 第７　協議会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。	（庶　務） 第８　協議会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。
（補　則）	（補　則）

第８　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。 附　則 この要綱は平成 29 年 5 月 15 日から施行する。 附　則 この要綱は平成 30 年 1 月 12 日から施行する。	第９　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。 附　則 この要綱は平成 29 年 5 月 15 日から施行する。 附　則 この要綱は平成 30 年 1 月 12 日から施行する。 附　則 この要綱は平成 30 年　月　日から施行する。